

概 要

審査請求人（以下「請求人」という。）の傷病の治ゆ日の認定に誤りがあったとして、不支給とした原処分を取り消した事例

要 旨

1 事案の概要及び経過

請求人は、平成〇年7月4日に出張先からの帰宅途中、自動車運転中に自損事故で負傷し、A病院に救急搬送され、加療後、同月10日にB病院に転医し、同月24日まで休業加療した。請求人はその後、8月からはC整骨院、同月5日からはD整骨院にて施術を受けた。

請求人は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）に対し、療養補償給付の請求をしたところ、監督署長は、同年9月30日をもって治ゆ（症状固定）しており、10月以降における治ゆ後の療養期間の支給は認められないとして、療養補償給付を支給しない旨の処分を行った。

2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

B病院医師の診断書のとおり、第7頸椎棘突起部骨折と診断され、現在も治療中のため、療養補償給付の不支給処分を取り消す旨の決定を求める。

3 原処分庁の意見

監督署長は、要旨、次の意見を述べている。

治ゆの判断について、

① A病院及びB病院において、頸椎捻挫と診断され同年7月24日で整形外科的治療が終了しているが、8月からC接骨院及びD接骨院にて施術を受けている。

② 両接骨院の施術内容は、対症療法であり、D接骨院柔道整復師の療養内容照会の回答では、「平成〇年9月16日に右胸部の疼痛は消退した。」との意見であり、治療効果があったと判断したが、その他の部位は、症状の変化がみられないため、同月30日で治ゆ（症状固定）と判断した。

③ C接骨院についても、対症療法のみであり、特段の施術は行われておらず、施術を継続しても明らかな治療効果が見込まれないと判断した。

以上の①から③を考慮し、〇年9月30日には治ゆ（症状固定）の状態にあったものと認められ、10月以降の治療については、不支給決定とした。

4 審査官の判断

請求人の治ゆの時期について、

① 請求人は、D接骨院にて施術治療を受けていたが、頸部痛が続き、平成〇年11月18日に、B病院にて、MRI検査を受けたところ、第7頸椎棘突起部骨折が認められた。

② この骨折について、労災医員の意見書では、「7月4日の受傷時に、第7頸椎棘突起部

骨折が生じたと考えられる。」「受傷日より翌年の3月4日の骨ゆ合完成までは、休業が必要であったと考えられる。」「症状固定については、骨ゆ合から3～4か月後（受傷後約1年程度）が相当である。」とされ、この意見は妥当なものであると判断した。

③ 以上から、監督署長が整骨院で治療を継続していることについて、症状に変化がみられず、対症療法であり、9月30日付で治ゆ（症状固定）が妥当であると判断し、10月以降の請求を不支給とした決定は妥当でないと判断した。

したがって、監督署長が請求人に対して行った療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当ではなく、取り消されるべきである。